

認知症グループホームにおける 栄養改善をバックアップします！

公益社団法人 山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション[®]

☆令和3年度介護報酬改定で、認知症グループホームにおいて、栄養改善の取り組みを進める観点から、管理栄養士が介護職員等の皆様へ、利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりを進めることを評価する加算が創設されました。

山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

認知症グループホームにおける栄養改善の推進 (栄養管理体制加算の新設)

ポイント！

★認知症グループホームにおける管理栄養士の関与を初めて評価

<告示・通知 概要>

○ 管理栄養士（外部※との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を月1回以上行うこと

※ 他の介護事業所、医療機関、介護保健施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。

○ 「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における以下のいずれかに係ること

- ・ 利用者の低栄養状態の評価方法
- ・ 栄養ケアに関する課題（食事中の傾眠、拒食、徘徊・多動等）への対応
- ・ 食形態の調整及び調理方法
- ・ その他当該事業所において日常的な栄養ケアの実施に当たり必要と思われる事項

【留意点】

- ・ 利用者ごとの栄養ケア・マネジメントではない。

○ 「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行うにあたって、以下の事項を記録すること。

- イ 当該事業所において利用者の栄養ケアを推進するための課題
- ロ 当該事業所における目標
- ハ 具体的方策
- ニ 留意事項
- ホ その他必要と思われる事項



お問い合わせ先：

公益社団法人 山梨県栄養士会
「栄養ケア・ステーション」まで

〒400-0805 甲府市酒折1-1-11 JR酒折駅前 日星ビル4F

TEL：055-222-8140

TEL/FAX：055-222-8593

E-mail：yamaei@sky.plala.or.jp

管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション

1 「業務委託契約書」を交す

栄養ケア・ステーションまでご連絡ください。
お電話等でご説明させていただきます

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。
「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても、診療報酬・介護報酬の請求はできませんのでご注意ください。

【連絡先】公益社団法人山梨県栄養士会 栄養ケア・ステーション
☎055-222-8140 E-mail yamaei@sky.plala.or.jp

2 担当管理栄養士のご連絡

当会 栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせいたします。
その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

3 業務実施

事前の打ちあわせ通り、業務を実施いたします。

4 業務委託費用の精算

毎月末日締め、翌月中旬頃までに、請求書意を郵送いたします。
請求書に記載された指定口座までお振込みをお願いいたします。
・お振込み手数料につきましては恐れ入りますがご依頼元様でのご負担をお願いしております。



認知症高齢者に対する栄養ケアの有効性

○ 認知症高齢者の食事中の徴候・症状（傾眠、拒食、徘徊・多動等）に対し、管理栄養士が食事の観察等を通じて適切な栄養ケアを実施することで、食事中の徴候・症状の発生頻度が低減し、食事摂取量が改善した。

